

業務そくほう

日本貨物鉄道産業労働組合

2022. 3. 30

No. 668

2022年4月改正育児・介護休業法に伴う制度改正について

本部は、3月29日、説明を受けました。以下、報告します。

2022年4月1日から施行される改正育児介護休業法に伴い、以下のとおり諸制度の改正を行う。

1. 育児休職の見直し

(1) 育児休職の回数の変更

育児休業の分割取得可能になることに伴い、「同一の子に関する育児休職は、1回に限る。」を1回から、2回へ変更する。

(2) 産後8週間以内に終了する育児休職の規定方の変更

出生時育児休業(産後パパ育休)の創設に伴い、育児休職Bを新設する。

これにより、子の出生後8週間以内のうち、通算4週間の間、育児休職Bを取得できることとする。

ただし、同一の子に関する育児休職Bは、2回に限るものとする。

また、育児休職Bの期間を経過した場合、経過後の措置は、育児休職と同様に取り扱う。

なお社員は、育児休職と育児休職Bのいずれかを選択し、取得することができることとする。

2. 契約社員等における取扱いの変更

有期雇用労働者の育児及び介護休業取得要件の緩和に伴い、契約社員及び臨時社員における、引き続き雇用された期間の取り扱いについては撤廃する。

また、シニア社員、契約社員、臨時社員も育児休職Bの対象とする。

3. 実施時期

2022年4月1日から実施する。

ただし、1.(2)については2022年10月1日から実施する。

以上